

保険医療機関における掲示

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に基づき、ウェブサイト上で書面掲示を行っております。

明細書発行等加算に関する掲示

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供という観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない方は、会計の際にお申し出ください。

医療 DX 推進体制整備加算に関する掲示

当院では、医療 DX を推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して診療を実施しています。
- ③ マイナ保険証を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ④ 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取り組みを検討しております。

医療情報取得加算に関する掲示

当院はマイナンバーカードによるオンライン資格確認をおこなっています。

これにより薬剤情報、特定健診情報等の情報を取得・活用することにより、質の高い医療に努めています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024 年 6 月 1 日より以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

●加算 1: 3 点(月に 1 回)

- ・健康保険証にて資格確認を行った場合
- ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

●加算 2: 1 点(月に 1 回)

- ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合

●加算 3: 2 点(3ヶ月に 1 回)

- ・健康保険証にて資格確認を行った場合
- ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

●加算 4: 1 点(3ヶ月に 1 回)

- ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実

施しています。

一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方箋に記載することです。

当院では後発医薬品のある医薬品について、一般名(有効成分の名称)で処方を行う場合があります。

一般処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さまに必要な医薬品が供給しやすくなります。

基本診療料の施設基準・特掲診療料の施設基準に関する事項

別添の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

特掲診療料の施設基準(手術)に係る掲示

別添の「医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部 手術の通則4を含む)に掲げる手術に関する実施件数」をご参照ください。

保険外負担に関する事項

当院では以下の項目について実費の負担をお願いしております。

診断書 3,300円～